

写

2023年 7月 26日

長野労働局長

久富 康生 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会

委員長 寺島 優



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

## 記

## 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 734	45, 294

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数39, 751名

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

### 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

### 4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額956円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

### 5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	10組合	3,603人
機関決定	50組合・事業所	13,107人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	60組合・事業所	16,710人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	アピックヤマダ労組	260人
2	JAM松山労組	272人
3	日立Astemo労組	660人
4	日立Astemo上田労組	503人
5	浅間技研労組	154人
6	城南製作所労組	311人
7	アート労組	644人
8	デンソーエアクール労組	456人
9	ニデックインスツルメンツ労組伊那支部	247人
10	ニデックインスツルメンツ労組茅野支部	96人
計	10組合	3,603人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労働組合	360人
2	長野鍛工労組	23人
3	KYB-Y S労組	691人
4	シチズンマシナリーユニオン軽井沢支部	325人
5	ミネベアユニオン軽井沢支部	248人
6	サンコー労組	219人
7	HDS 労組	300人
8	HDS 労組HAD支部	31人
9	南安精工労組	8人
10	チューブフォーミング 労組長野支部	13人
11	タカノ労組	411人
12	NTN 労組長野支部	147人
13	キッツ労組伊那支部	307人
14	トーハツ労組	295人
15	NTN 上伊那製作所労組	220人
16	日進精機労組	31人
17	タカモリ労組	7人
18	TPR 労組	470人
19	マルヤス機械労組	294人

20	エグロ労組	92人
21	杉山労組	5人
22	キッツ労組メタルワークス支部	179人
23	キッツ労組マイクロフィルター支部	105人
24	キッツ労組茅野支部	290人
25	野村ユニソン労組	241人
26	シントク労組	37人
27	ニデックプレシジョン労組塩尻支部	47人
28	JMITUカネテック支部	140人
29	コガネイ労組駒ヶ根支部	201人
30	天竜精機労組	50人
31	ティービーエム労組	100人
32	ニッパツフレックス労組	165人
33	東洋精機工業労組	135人
34	小松製作所労組	21人
35	長野精工労組	114人
36	三葉製作所労組	92人
37	檜山工業労組	306人
38	セイコーエプソン労組	2,521人
39	高見沢サイバネティックス労働組合	80人
40	仁科工業労組	301人
41	IHIターボ労組	360人
42	IHI回転機械エンジニアリング労組長野支部	236人
43	IHIエアロマニューファクチャリング労組	242人
44	日本発条労組伊那支部	1,275人
45	IHIアグリテック労組松本支部	168人
46	鈴木労組	512人
47	横浜ゴム労組長野支部	234人
48	JMIU前田鉄工所労組	78人
49	松本鉄工所労組	30人
50	長野電鉄労組	350人
計	50組合・事業所	13,107人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和4年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	1,987円	100.0%	1,928円	97.0%	1,622円	81.6%
	女	1,594円	80.2%	1,375円	69.2%	1,157円	58.2%
輸送用機器	男	-	-	1,726円	-	1,587円	-
	男~19歳	-	-	1,009円	-	-	-

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率  
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2023年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2023年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	23	8,106円	3.17%	4,470円	1.70%
輸送用機器	14	9,117円	3.37%	6,087円	2.31%
全産業	159	7,557円	2.93%	4,661円	1.82%
300人未満	84	6,493円	2.73%	4,258円	1.82%
300人以上	48	7,923円	2.96%	4,840円	1.78%
1000人以上	27	10,216円	3.40%	5,623円	1.90%

(2) 連合長野調べ(2023年7月21日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	22年妥結実績
機械・自動車	19	11,013円	4,985人	11,144円	6,088円
製造業計	65	9,410円	12,485人	10,152円	6,019円
内300人以上	47	9,476円	14,093人	9,661円	5,921円
内100人以上	32	8,400円	4,885人	9,269円	5,477円
内99人以下	43	6,064円	1,430人	5,991円	4,458円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、  
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
  - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、自動車総連長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
  - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
  - (3) 事務局は、長野市県町532-3 県労働会館内「連合長野」に置きます。
  - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年 4月22日 一部改正  
1999年10月 1日 一部改正  
2000年10月 1日 一部改正  
2009年 3月19日 一部改正